

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表(一)

等級	等級別基準表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	69	21.8	主事	43	111	35.1	主事級
				技師	5			
				保健師	2			
				保育士	18			
				栄養士	1			
				計	69			
2 級	相当高度な知識又は経験を 必要とする業務を行う職務	42	13.3	主事	25	70	22.2	主任級
				技師	3			
				保健師	5			
				保育士	8			
				行政専門員	1			
				計	42			
3 級	主任の職務	70	22.2	主任	46	73	23.1	係長級
				行政専門員	4			
				保育専門員	2			
				副主任保育士	10			
				副主任児童厚生員	6			
				主任看護師	2			
4 級	主査の職務	55	17.4	主査	40	18	5.7	課長級
				副主任保育士	9			
				副主任児童厚生員	5			
				管理者	1			
				計	55			
				5 級	係長の職務			
主任保育士	2							
看護師長	1							
計	18							
6 級	課長補佐の職務	18	5.7	課長補佐	13	18	5.7	課長補佐級
				総合調整監	3			
				議会事務局長補佐	1			
				副館長	1			
				計	18			
7 級	課長の職務	36	11.4	課長	24	36	11.4	課長級
				室長	2			
				専門監	1			
				園長	4			
				児童館長	1			
				指導保育士	1			
				指導主事	1			
				会計管理者	1			
				給食センター所長	1			
				計	36			
8 級	部長の職務	8	2.5	部長	7	8	2.5	部長級
				議会事務局長及び監査委員事務局長	1			
				計	8			
	合計	316	100					

※2 級及び3 級には短時間再任用職員7 名が含まれています。

※割合は、四捨五入しているため、合計が1 0 0にならない場合があります。

行政職給料表(二)

職務の級	等級別基準表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	1 自動車運転手の職務 2 一般技能職員の職務 3 用務員等の職務				
2 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手、一般技能職員、用務員等（以下「技能労務職員等」という。）の職務				
3 級	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う技能労務職員等の職務				
4 級	1 数名の技能労務職員等を直接指揮監督する副主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能労務職員等の労務				
5 級	1 多数の技能労務職員等を直接指揮監督する主任の職務 2 極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能労務職員等の職務				
合計		0	0		

※割合は、四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

医療職給料表

職務の級	等級別基準表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	医療業務を行う職務				
2 級	高度な知識又は経験に基づき、困難な医療業務を行う職務				
3 級	1 病院又は診療所（以下「医療機関」という。）の診療科長の職務 2 特に高度な知識又は経験に基づき、困難な医療業務を行う職務				
4 級	1 医療機関の長の職務 2 医療機関の困難な業務を処理する診療科長の職務	1	100.0	東郷診療所所長	1
5 級	極めて高度の知識又は経験に基づき、特に困難な医療業務を行う職務				
合計		1	100.0		

※割合は、四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

町費負担教員給料表

職務の級	等級別基準表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	人
1 級	講師	8	57.0	講師	8
2 級	教諭	6	43.0	教諭	6
合計		14	100.0		

※ 2 級には短時間任期付職員 4 名が含まれています。

※割合は、四捨五入しているため、合計が 1 0 0 にならない場合があります。